

●フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会設置要綱

〔 令和 6 年 2 月 29 日
日本学術会議第 363 回幹事会決定 〕

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、フューチャー・アースの推進と社会との連携に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

(組織)

第 3 委員会は、30 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。